

イソシンコメロン酸ニプロピルに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和4年7月20日～令和4年8月18日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>・食品中に残存する量は極めて微量で、1日摂取限度量の遙かに下になるため、一見問題ないように見えますが、動物にも様々な医薬品(含抗生物質)や添加物入り飼料が与えられており、動物自体に相当な悪影響を与えていると考えられます。</p> <p>当然、摂取物の影響を受けた動物の畜産物を食すれば、人間にも悪影響が出てくることとなります。</p> <p>・現状では「はっきり高リスク」というデータ(知見)がないから、低リスク(現状の科学的知見では明らかなリスクは見えていないので、のちに高リスクと判明しても、責められることはないだろう)と結論付ける我が国の審議メンバーの良心を疑う。</p> <p>・承認農薬の成分数だけで605種(2022/2現在)、添加物(829種)、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え(食品で380種、飼料で100種)、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。</p> <p>そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単品の成分で影響を確認しADI等の基準を設定している。</p> <p>この案件の対象でないからといって、知らぬふりはできないはず。ヒトが摂取するものは他省の管轄だからといって役人さんは逃げられても、国民は逃げられません。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本成分については、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。)に基づき評価を行ったものです。本成分が家畜に使用され食品に残留する場合の、ヒトへの影響については、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えました。</p> <p>複数の化合物へのばく露については、現段階では、JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)やJMPR(FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)において、複数の化合物へのばく露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。